

新磯地区にお住まいの方へ

## 新磯災害時要援護者に対する支援事業について



# 災害時の避難支援のために（地域で取り組む自助・共助） 個別避難計画を作成しましょう

災害が発生した時に一人で避難することが困難な方の情報を、ご本人の希望に基づき名簿に登録し、避難支援等関係者と普段から共有しておくことで、見守りなどを通し、「減災」につなげていくものです。

### 個別避難計画とは

災害発生時に、要支援者一人ひとりに対しての避難を支援できるよう、避難行動要支援者の方の状況や避難先、避難を支援する方法などを記載したものです。

### 事業の流れ



新磯災害時要援護者

新磯災害時要援護者名簿への  
登録及び個別避難計画の作成  
同意確認

同意確認書

個別避難計画  
地域支えあいマップの作成

避難支援担当者

・ご家族、ご近所の方、他

- ・相模原市
- ・新磯災害時要援護者に対する支援事業 地域支援組織
- ※事業に参加協力いただけるメンバーで構成

平常時：状況把握、見守り  
災害時：安否確認など



### 新磯災害時要援護者（以下要援護者という）の対象者

新磯地区では、生活の基盤が自宅にある方のうち、以下の要件に該当する方（該当者のうち、施設入所および長期入院している方は除く）を指します。

生活の基盤が自宅（新磯地区）にあり、次のいずれかの要件に該当する方

- ①ハザードマップ対象区域在住、かつ介護保険要介護4、5
- ②ハザードマップ対象区域在住、かつ障害支援区分5、6  
（かつ身体1、2級又は療育A1、A2）
- ③災害時に適切な行動をとるのが難しい、ひとり暮らしの高齢者及び高齢夫婦
- ④日中独居高齢者、および高齢夫婦
- ⑤その他、年齢は問わず、民生委員・児童委員により支援が必要と判断した方

**Q. 情報の共有はいつ、誰とするの？**

A. 年に一度、新磯災害時要援護者名簿・地域支援組織により内容確認、更新をし、情報を避難支援等関係者（民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、その他避難支援等の実施に携わる関係者等）と共有します。

**Q. 個人情報を守られる？**

A. 名簿情報の提供を受けた方には法律に基づく守秘義務があります。  
個人情報は、適正に管理し、避難支援に係わる目的以外には使用しません。

**Q. 情報共有すれば助けてくれるの？**

A. 平常時において情報共有がなされた場合でも、災害の種類や規模、被災状況により、必ず支援を受けられることを保証するものではありません。  
また、支援にあたる方が法的な責任や義務を負うものではありません。

**Q. 自治会に加入していませんか？**

A. ご近所で気軽にあいさつができるなどの顔の見える関係をつくるため、これを機会にぜひ加入をご検討ください。

**Q. 登録するにはどうしたらいいの？**

A. 新磯地区社会福祉協議会、加入自治会、担当民生委員・児童委員にご相談ください。

### 自助の取組のお願い

- ①自治会への加入    ②防災訓練への参加    ③備蓄品の確保
- ④情報取得の手段確保（相模原市メール情報配信サービス等）
- ⑤個別避難計画の策定への協力

└ 支援が必要な理由や支援の方法などを、要援護者と避難支援等関係者（避難担当者、自治会、民生委員・児童委員など）がお互いに理解しておくために設けたものです。

### 同意にあたっての留意事項

※災害時には同意の有無に関わらず新磯災害時要援護者名簿を支援活動に活用することがあります。

### お問い合わせ先

新磯地区社会福祉協議会 新磯災害時要援護者に対する支援事業運営委員会

〒252-0327 相模原市南区磯部916-3 新磯まちづくりセンター内

電話・FAX：046-244-3733

LINE:



(LINE)

email: araisotiku@sagamiharashishakyo.or.jp

